

【EU】 市民保護メカニズムの改正と人道援助隊の創設

前専門調査員 海外立法情報調査室主任 武田 美智代

(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 欧州連合(EU)の人道援助活動が進展する中で、近年の多様な危機及び災害等の被害者救済に迅速に対応するため、その機能強化が求められている EU 市民保護メカニズムの改正及び人道援助隊創設の動きについて紹介する。

1 欧州連合(EU)の人道援助

EU の人道援助活動を担当する欧州委員会（以下「委員会」）の欧州共同体人道援助局（European Community Humanitarian Aid Office : ECHO）は、欧州と世界中の困窮した人々の救済機関として、ユーゴスラビア紛争が激しさを増す 1992 年、委員会内の複数機関で独自に展開されていた人道援助活動を一元化する形で設置された。創設から 20 年が経過した 2012 年 9 月時点における ECHO の支援実績は、世界 140 か国の紛争等人為的災害及び自然災害の犠牲者に対して総額 140 億ユーロに及ぶ（注 1）。2001 年 10 月の理事会決定（2001/792/EC, Euratom）により市民保護メカニズム（EU Civil Protection Mechanism : 以下「CPM」）（注 2）が立ち上げられた後、ECHO の名称は人道援助・市民保護総局（Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection）と改称されたが、ECHO の略称は、組織名の変更後も使用されている。2011 年 3 月の東日本大震災では、我が国の要請に応じて、震災発生 4 日後にバローゾ欧州委員長が CPM の発動を表明、同月 25 日に人道援助担当のクリスタリナ・ゲオルギエヴァ欧州委員が援助物資を携えて来日したことは記憶に新しい。

2 市民保護メカニズムの改正

従来 EU における市民保護は、加盟国が中心となって担ってきたものであるが、近年世界各地で発生する人為的災害・自然災害等の危機への対処と厳しい財政状況の中で、CPM の強化及び効率化が求められるようになってきた。CPM を定めた 2001 年の理事会決定は、EU の緊急対応をより堅実かつ効率的なものとするため 2007 年 11 月に改定され（2007/779/EC, Euratom）、同年 3 月に採択された CPM の予算措置を定める理事会決定（2007/162/EC, Euratom）と併せて、CPM の新たな法的根拠となった。また、2009 年 12 月に発効したリスボン条約では、EU の機能に関する条約（TFEU）第 196 条に初めて市民保護に関する規定が定められ、EU の人道援助に法的根拠が与えられた。

2013 年 12 月 17 日、2 年に及ぶ検討を経て「[欧州] 連合の CPM に関する欧州議会及び理事会決定」（No 1313/2013/EU）が成立した。これは、CPM 発足後 10 年が経過した 2011 年 12 月 20 日に、委員会が案を採択して欧州議会及び理事会に送付していたものであり（注 3）、TFEU 第 196 条に基づく最初の決定となる。同決定は、既存の法的根拠である 2 件の理事会決定を一本化するもので、これにより 2014 年から 7 年間にわ

たる CPM のための予算措置が定められた（第 19 条）。また CPM の中心的機関である監視情報センター（MIC）は、2013 年 5 月に欧州緊急事態対応センター（ERCC）に発展的に解消する中で、その機能強化が図られ、連日 24 時間体制で世界中の状況をモニターして、委員会及び加盟国を支援している。この決定は、災害に対する備えを強化するため加盟国間の協力・調整を改善し、災害発生時の迅速かつ効果的な対応を提供するものであり、これによって①加盟国による支援の取組みの重複防止、②費用対効果の向上、③被災者のニーズを満たす支援の確保が期待されている。

3 人道援助隊の創設

TFEU 第 214 条第 5 項は、EU の人道援助活動機関として欧州ボランティア人道援助隊（European Voluntary Humanitarian Aid Corps：以下「援助隊」）の創設を定め、その活動、手続等に関する規則の制定を求めている。この規定に基づき、委員会は 2012 年 9 月 19 日に「欧州ボランティア人道援助隊創設に関する欧州議会及び理事会規則案」（COM(2012)514）を採択した。同規則案は同年 9 月 21 日に欧州議会及び理事会に送付されたが、2014 年 2 月 25 日、欧州議会はこの提案を賛成多数で承認した。（注 4）

提案によれば、援助隊の計画は、2014 年から 7 年間で 18,400 回を超えるボランティアの機会を設ける。内訳は、①世界の被災地に約 4 千人の EU 市民を配置し、②EU の人道機関で、被災した非 EU 諸国の 4,400 人に必要な訓練を行い、③自宅から被災地の人道援助活動を支援する「オンライン・ボランティア」を 1 万人確保する。その予算は 7 年間で 1 億 4790 万ユーロに上り、①に予算全体の 41%、②に 55%、③に 4%が配分される予定である。既に ECHO が主催するパイロット・プロジェクトが 2011 年から 2014 年にかけて 3 回にわたり実施されており、約 270 人の EU 市民等が訓練を受け、人道援助のため 40 を超える諸国に配置されている（注 5）。今後理事会の承認を得たうえで、援助隊の計画は準備段階に入り、2015 年には本格実施の見込みである。

注（インターネット情報は 2014 年 3 月 17 日現在である。）

- (1) “About ECHO-Presentation.” ECHO ウェブサイト<http://ec.europa.eu/echo/about/presentation_en.htm>
- (2) EU 域外・域内で発生する重大な人災・自然災害等への対応、備え、防止における協力を促進する枠組みで、委員会に加え、EU 加盟 28 か国及び域外 4 か国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国）の計 32 か国が参加している。矢部明宏「【EU】大災害時の市民保護のための仕組み—EU 市民保護メカニズム」『外国の立法』2011.7 pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050659_po_02480104.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- (3) 矢部明宏「【EU】市民保護メカニズム改正の提案」『外国の立法』2012.2, p.28. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3383253_po_02500213.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- (4) “EU Aid Volunteers: Commission proposes new global humanitarian initiative.” ECHO ウェブサイト <http://ec.europa.eu/echo/euaidvolunteers/index_en.htm>
- (5) “EU Aid Volunteers,” *ECHO FACTSHEET*, February 2014. <http://ec.europa.eu/echo/files/aid/countries/factsheets/thematic/euaidvolunteers_en.pdf>